

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関する懇話会

第3回会議資料

【目次】

都市計画マスタープラン

1	全体構想（都市整備方針）見直しの視点	1
	（1）現行の都市計画マスタープラン（全体構想）の構成について	1
	（2）現行マスタープランの評価	2
	（3）全体構想見直しの視点と重点的に見直すべき内容	5
	（4）全体構想の新たな構成案	7
2	全体構想（都市整備方針）の骨子（案）	9
2-1	人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり	9
	（1）既存ストックの有効活用	10
	（2）持続可能なインフラ整備	11
	（3）民間活力・資金を活用した公共施設の整備・管理	11
2-2	中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり	12
	（1）中心市街地と周辺市街地の連携	13
	（2）計画的な土地利用の配置及び誘導	13
	（3）計画・開発促進地区における整備の推進	15
2-3	「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり	17
	（1）産業基盤の整備	18
	（2）産業施設立地の支援及び誘導	18
	（3）商店街の活性化	18
2-4	広域間と地域間の交通ネットワークが充実した都市づくり	19
	（1）道路ネットワークの整備	20
	（2）公共交通ネットワークの形成	23
	（3）港湾の整備	23
2-5	歴史・文化と自然を活かした都市づくり	24
	（1）歴史まちづくりの推進	25
	（2）高岡らしい文化創造都市の実現	25
	（3）市街地内の緑の保全・活用	25
2-6	安全・安心で快適に暮らせる都市づくり	27
	（1）災害に強いまちづくりの推進	28
	（2）安全・安心な都市環境の形成	28
	（3）景観まちづくりの推進	29
	（4）環境共生まちづくりの推進	29

立地適正化計画

3	立地適正化計画の基本的考え方	30
	（1）立地適正化計画の役割	30
	（2）本計画により目指すもの（ターゲット）と、実現へ向けたシナリオ（ストーリー）	31

1 全体構想（都市整備方針）見直しの視点

（1）現行の都市計画マスタープラン（全体構想）の構成について

- ・現行の全体構想は、「土地利用」、「都市施設」、「市街地整備」（福岡町では都市施設の一部）、「景観・都市環境」、「都市防災」（福岡町では都市環境の一部）の5項目から構成されている。
- ・旧高岡市の全体構想では、都市景観と都市環境を除くと都市計画に直接関連のある内容が中心であるのに対し、旧福岡町の全体構想では、「都市環境」の項目の中で、少子高齢化対策や保健福祉、交流などの施策が幅広く盛り込まれているのが特徴である。

表 高岡市都市計画マスタープラン（H17）－全体構想の構成

5-1 土地利用の基本方針	○土地利用の配置の方針 住宅地区、商業・業務地区、工業地区、生産・流通業務地区、研究開発地区、複合業務地区、沿道利用地区、農業振興地区、自然環境活用地区の9区分 ○配慮すべき土地利用に関する方針 ・土地利用の高度化 ・用途の転換及び居住環境の維持 ○秩序ある土地利用の実現に関する方針
5-2 都市施設整備の基本方針	○道路・交通施設 ・道路（高規格幹線道路、環状放射道路、南北軸幹線道路、主要幹線道路） ・公共交通（鉄道、バス・路面電車） ・港湾 ○公園緑地 ○河川 ○上水道 ○下水道 ○その他（公共公益施設）
5-3 市街地整備の基本方針	○既成市街地（中心市街地、周辺市街地） ○新市街地
5-4 都市景観・都市環境形成の基本方針	○都市景観形成 ○都市環境形成（自然環境、生活環境）
5-5 都市防災の基本方針	（基本的な考え方のみ）

表 福岡町都市計画マスタープラン（H15）－全体構想の構成

(1)土地利用	○住宅地 ○商業地 ○工業地 ○農村地域 ○丘陵地
(2)都市施設	○広域交通 ○町内交通 ○地域連絡道路 ○公共公益施設 ○公共交通 ○上下水道、河川 ○公園緑地（環境保全、レクリエーション、防災、景観構成） ○市街地整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業） ○地区計画 ○その他の施設（処理施設、墓園、供給施設等）
(3)都市景観	面的景観要素、線的景観要素、点的景観要素、眺望の景観
(4)都市環境	自然環境、市街地の住環境、情報通信、少子化対策、高齢化対策、雪の対策と活用、保健福祉、交流、防災、公害防止、住民参加

(2) 現行マスタープランの評価

① 具体的な取組が進んだこと

- ・ 現行マスタープラン策定以降、具体的な取組が進んだ内容は以下のとおりとなっている。
- ・ 広域交通基盤の整備、高岡駅・新高岡駅周辺の整備、工業団地の整備等、都市の骨格的な基盤整備が進んだほか、道路や上下水道などの都市施設も着実に整備が進められている。
- ・ また、公共交通、公園緑地、公共公益施設、景観、歴史などの分野では、関連する個別計画が策定され、それぞれの計画に基づく具体施策が展開されている。

表 具体的な取組が進んだ内容

区分	内容
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○商業業務系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高岡駅前東地区整備構想 ・ 高岡駅・新高岡駅周辺の基盤整備、土地利用の高度化、都市機能の集積 ○住居系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画の策定（守山、佐加野地区） ○工業・流通系 <ul style="list-style-type: none"> ・ IC周辺の工業団地の整備（大滝工業団地） ・ 研究開発地区の形成（二上地区：富山県工業技術センター等） ・ 複合業務地区の整備（オフィスパーク地区、戸出西部金屋地区）
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 能越自動車道（高岡北IC～七尾IC）の開通 ・ 地域高規格道路・戦略的道路の整備（高岡環状南線、伏木外港～高岡砺波SIC、高岡南北軸（一部）） ・ 都市計画道路の整備（改良率 H15：約62%→H27：約77%） ・ 都市計画道路の見直し（中心市街地） ○鉄道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北陸新幹線の開業（新高岡駅の開設） ・ 新高岡駅周辺整備（城端線新高岡駅の整備、駐車場、駅前広場等） ・ 高岡駅周辺整備（橋上化、自由通路、駅前広場、万葉線延伸等） ・ 高岡駅周辺の駐輪場の整備 ・ あいの風とやま鉄道「高岡やぶなみ駅」の整備（H30春予定） ・ 地域タクシー、地域バスの導入 ○港湾 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伏木外港の建設（防波堤、臨港道路等） ○公園緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 街区公園29箇所・総合公園1箇所（約11.8ha）、緑地20件（4.7ha）開設 ○上水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の普及（H17年度：91.6%→H27年度：92.1%） ・ 水道施設の耐震化、老朽施設の更新 ○下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の普及（H17年度：83.0%→H27年度：91.2%） ・ 住居系市街地における整備拡大（市街化区域内の整備概成） ○公共公益施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高岡斎場の整備、広域圏ごみ処理施設の整備
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完了5地区（中田東部、戸出中宮、中曽根、新駅、高伏） ・ 施行中3地区（木津、志貴野、福岡） ○工業団地整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3箇所：15.3ha（手洗野、大滝、四日市）
都市景観 都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産の認定、ユネスコ無形文化遺産の登録 ・ 景観行政団体への移行 ・ 屋外広告物条例の強化（H22：富山県）
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップの作成・公表（洪水、地震、津波、土砂、内水）

表 主な関連計画等の策定状況

区分	計画名称等
公共交通	H25年度：高岡市総合交通戦略 H26年度：あいの風とやま鉄道地域公共交通網形成計画 H28年度：城端線・氷見線沿線地域公共交通網形成計画
住宅	H20年度：高岡市住宅マスタープラン H29年度：(仮称)高岡市空家等対策計画(予定)
中心市街地	H28年度：高岡市中心市街地活性化基本計画
公園緑地	H23年度：高岡市グリーンプラン
公共公益施設	H27年度：高岡市公共施設等総合管理計画 H29年度：高岡市公共施設再編計画(仮称)(予定)
産業	H27年度：高岡市産業振興ビジョン
景観	H20年度：高岡市景観計画
環境	H21年度：高岡市環境基本計画
歴史	H22年度：高岡市歴史まちづくり計画
防災	H20年度：耐震改修促進計画 H27年度：地域防災計画

② 具体的な取組が進まなかったこと

- ・ 現行の全体構想の策定以降、関連計画等も含めて計画に定められていた主な施策の中で、具体的な取組として進まなかった内容は以下のとおりとなっている。
- ・ 土地利用では、新市街地の整備を除くと、住居系の既成市街地に対しては、用途地域の見直しや地区計画の決定などの取組が行われていない。また、農地・自然地に関しては、その保全・活用に関して、都市計画の分野から積極的なアプローチは行われていない。
- ・ 都市施設に関しては、広域的な交通基盤の整備が進んだ一方で、市内の主要道路の一部整備が進んでいない。

表 具体的な取組が進まなかった内容

区分	内容
土地利用	○住居系 ・土地利用に対応した用途変更、地区計画の積極的活用 ○農地・自然系 ・農地、自然緑地の保全(従来通りの土地利用規制のまま)
都市施設	○道路 ・環状放射道路(外環状)の整備(北島牧野作道線、下伏間江福田線) ・戦略的道路(高岡IC~高岡市街地間ほか) ○公共交通 ・トランジットモールの導入検討
市街地整備	○市街地再開発事業 ・福岡中心部における市街地再開発事業
都市景観・都市環境	(継続的な取組が多く、全く進まなかった取組はなし)
都市防災	(継続的な取組が多く、全く進まなかった取組はなし)

③ その他の課題

- ・ 現行の全体構想においては、計画で掲げた内容を具体的に実施していく上で、次のような課題があったと考えられる。

● 将来の「ビジョン」の分かりにくさ

- ・ 将来都市像や都市づくりの目標と都市づくりの基本方針（分野別の整備方針）との関連性が明確ではないため、都市全体及び地区別の将来ビジョンがどのように実現されるのかが分かりにくい。

● 土地利用区分の不明確さ

- ・ 「住宅地区」「商業・業務地区」については、目指すべき用途や密度等から細区分されているものの、土地利用方針図ではその細区分が明確に示されておらず、用途地域の見直し等につながっていない。
- ・ 土地利用方針図に基づき、土地利用高度化や用途転換等の必要性や妥当性を判断するためには、土地利用の実態や目指すべき方向性に応じた区分を明確にすることが必要である。

● 整備すべき施設や箇所の不明確さ

- ・ 北陸新幹線、能越自動車道等の骨格的な都市施設を除くと、整備を予定する道路、公園、市街地開発事業、その他の都市施設の具体的箇所が明確に示されていない。（都市計画区域マスタープランでは、概ね10年で整備する施設・事業を明記。）
- ・ 住民等から新たな基盤施設への投資に対する理解を得るとともに、基盤整備に係る進捗管理を適切に実施するためにも、将来整備すべき施設や箇所については可能な限り明確に示すことが必要である。

(3) 全体構想見直しの視点と重点的に見直すべき内容

- ・新たな全体構想には、現行の計画内容から今後も継承すべき施策を明らかにした上で、総合計画、都市計画区域マスタープランなどの上位計画で示された施策、さらに、関連計画で位置づけられた施策を盛り込む必要がある。
- ・また、「都市づくりの基本方針」で掲げた今後の都市づくりの方向性に即した具体的な施策（土地利用方針に基づく用途地域の抜本見直し等）を展開していく必要がある。
- ・全体構想の見直しは、次の4つの視点から行うものとする。

視点1 現行マスタープラン内容の継承

- 土地利用配置や道路配置の骨格的パターンは今後も継承
(分散連携型の市街地配置、環状放射道路の形成など)
- 各種施策・事業については上位計画・関連計画と整合を図った上で継承

視点2 上位計画・関連計画における施策・事業の反映

- 総合計画（基本構想・基本計画）の施策を反映
(土地利用や基盤整備に関連する施策をメインに反映)
- 都市計画区域マスタープランで位置づけられた事業を反映
(今後10年以内に整備すべき施設・事業など)
- その他、近年策定（又は改定、改定予定）された関連計画の施策を反映
 - 公共交通 : 総合交通戦略（H29改定予定）
 - 公園緑地 : グリーンプラン
 - 公共公益施設 : 公共施設等総合管理計画
: 公共施設再編計画（仮称）（H29策定予定）
 - 景観 : 景観計画
 - 歴史 : 歴史まちづくり計画
 - 住宅 : 住宅マスタープラン（H29改定予定）

視点3 都市づくりの基本方針の反映

- 都市づくりの基本方針で掲げた6つの方針の視点と方向性を反映
(特に、今回追加された新たな方向性（下線部分）)

■都市づくりの基本方針（第2回会議提示案）

「コンパクト・アンド・ネットワーク」のまちづくり

- 人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり
- 中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり
- 「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり
- 広域間と地域間の交通ネットワークが充実した都市づくり
- 歴史・文化と自然を活かした都市づくり
- 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

視点4 立地適正化計画との連携

- 誘導方針に重点を置いた土地利用制度への転換
(規制と誘導の組合せによる積極的・計画的な土地利用コントロールへ)
- 公共交通に重点を置いた都市機能及び人口の配置

- ・以上の4つの視点を踏まえ、新たな都市計画マスタープランにおいては、以下の点について重点的に見直しを行う。

表 重点的な見直し内容

現行全体構想の 計画構成	重点的な見直し内容
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・「原則、市街地の拡大は行わない」という基本的考え方を示す ・都市機能を集約する拠点形成に向けた土地利用の考え方を示す (高度利用、用途複合化、用途転換等) ・人口減少・少子高齢化社会に対応した市街地形成の考え方を示す (既成市街地と居住誘導区域との関係、居住調整地域、市街化区域の縮小) ・産業系用地(働く場)を確保するための土地利用の考え方を示す (新たな産業団地開発の必要性、既成市街地内の産業用地確保)
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通基盤を活かすための市内道路ネットワークの考え方を示す (環状放射道路、戦略的道路、IC・鉄道駅・港湾へのアクセス向上) ・都市施設(道路、公園)の見直しの考え方を示す ・拠点間、都市間を連携する公共交通ネットワークの考え方を示す ・これまで整備してきた既存インフラの有効活用の考え方を示す (居住及び都市機能誘導と公共施設再編との関係など)
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地内の再整備に向けた事業又は誘導方策の考え方を示す ・民間が主体となった既成市街地再生の考え方を示す (空き家活用や建物共同化等のモデル等(例:博労地区)) ・新市街地整備を行う地区の考え方を示す
都市景観 都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史まちづくり」「文化創造都市」の考え方や具体施策を盛り込む ・治安・防犯の面からも安全・安心な都市環境の考え方を示す ・市街地内の緑を都市計画の視点から保全・活用する考え方を示す ・自然地、農地を都市計画の視点から保全・活用する考え方を示す (無秩序な市街化抑制、新たなインフラ整備抑制、都市農業の展開) ・環境共生や低炭素化に向けた考え方や具体施策を盛り込む
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの軽減を重視した都市づくりの考え方を示す(減災の重視)

(4) 全体構想の新たな構成案

- ・全体構想は、都市全体の観点から都市づくりの目標や方針を定めるものであり、「都市づくりの目標」、「将来都市構造」、「都市整備方針」から構成する。
- ・「都市整備方針」は、従来のような縦割りの分野別方針ではなく、6つの都市づくりの方針を具体化していくための方針として設定する。

表 都市計画マスタープランの目次構成案

項目		定める内容	備考
第1章	はじめに	①計画策定の背景と目的 ②計画の位置づけ	第1回会議報告内容
		③対象区域 ④目標年次	第2回会議報告内容
第2章	高岡市の概況	①広域的な位置づけ ②人口等の動向 ③土地利用の現況 ④都市施設の整備状況	第1回会議報告内容
		⑤上位計画における都市づくりの方向 ⑥高岡市における都市づくりの課題	第2回会議報告内容
第3章 全体構想	1. 都市づくりの目標と基本方針	①将来像 ②目標人口 ③都市づくりの基本方針	第2回会議報告内容
	2. 将来都市構造	①将来都市構造の基本的考え方 ②目指すべき将来都市構造	第2回会議報告内容
	3. 都市整備方針	①人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり ・既存ストックの有効活用 ・持続可能なインフラ整備 ・民間活力・資金を活用した公共施設の整備・管理	今回骨子報告
		②中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり ・中心市街地と周辺市街地の連携 ・計画的な土地利用配置及び誘導 ・計画・開発促進地区における整備の推進	
		③「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり ・産業基盤の整備 ・産業施設の立地誘導 ・商店街の活性化	
		④広域間と地域間の交通ネットワークが充実した都市づくり ・道路ネットワークの整備 ・公共交通ネットワークの形成 ・港湾の整備	
		⑤歴史・文化と自然を活かした都市づくり ・歴史まちづくりの推進 ・高岡らしい文化創造都市の実現 ・市街地内の緑の保全・活用	
⑥安全・安心で快適に暮らせる都市づくり ・災害に強いまちづくりの推進 ・安全・安心な都市環境の形成 ・景観まちづくりの推進 ・環境共生まちづくりの推進			
第4章	地域別構想	・地域区分 ・地域の概況と課題 ・地域の整備方針	第4・5回会議報告予定
第5章	実現化方策		第5回会議報告予定

図 テーマ別方針設定のイメージ

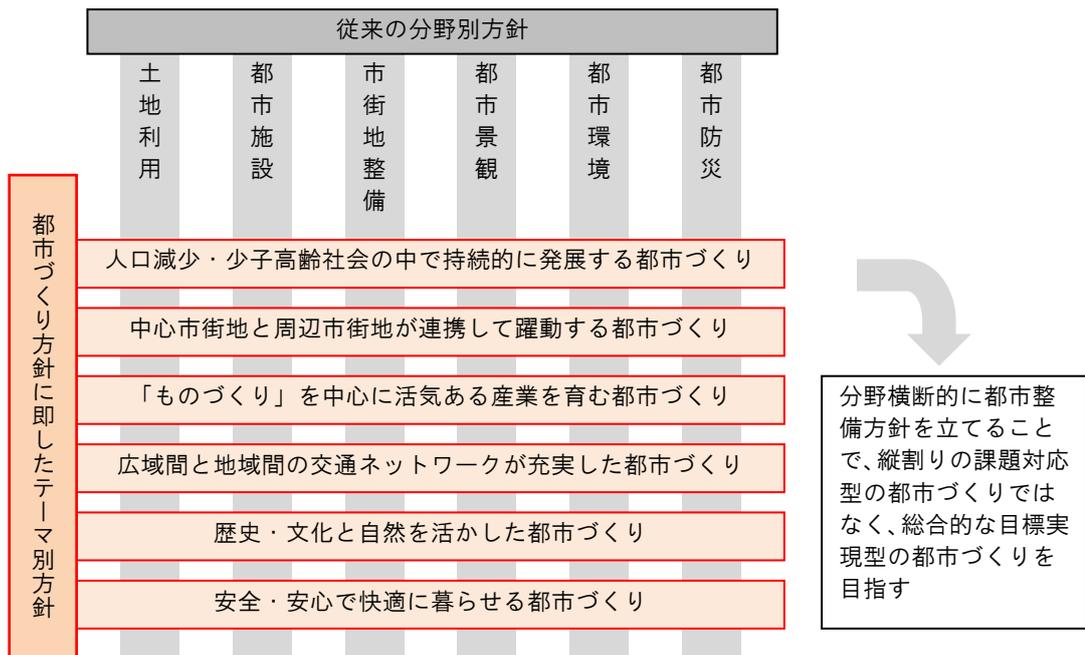
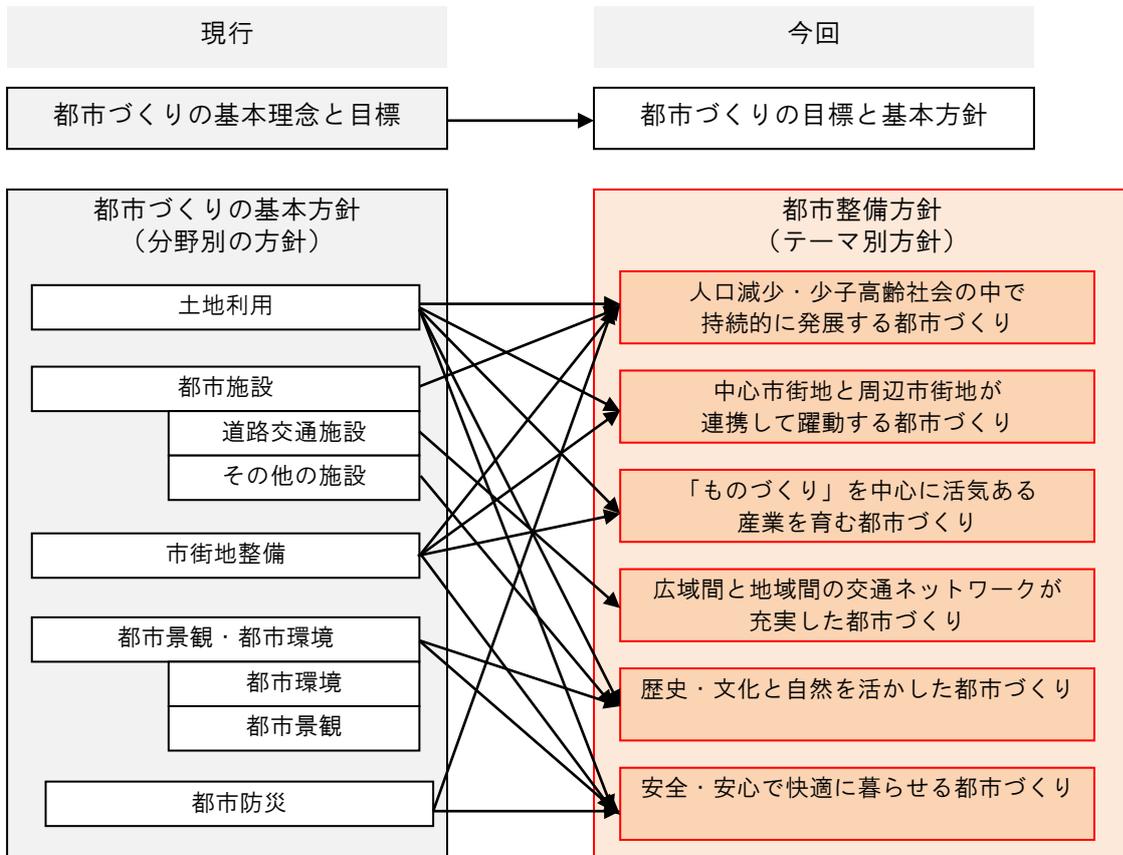


図 全体構想部分の新旧関係



2

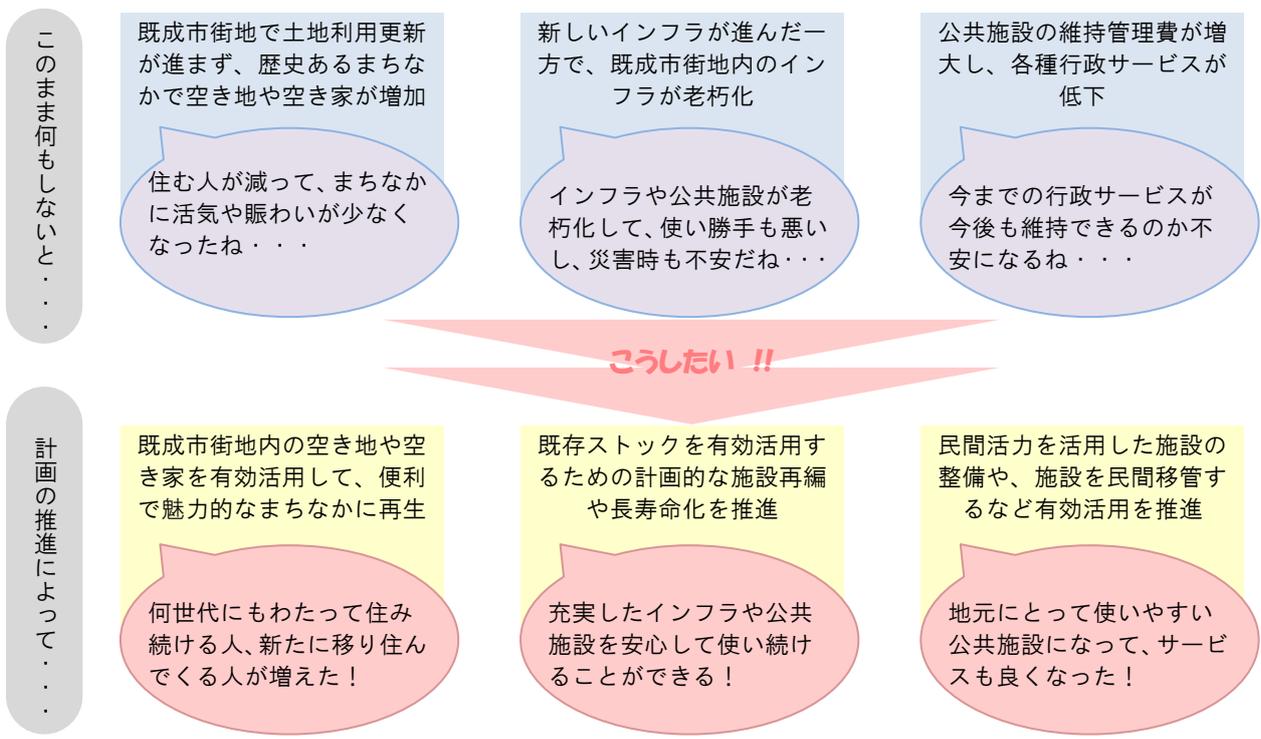
全体構想（都市整備方針）の骨子（案）

2-1 人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり

【基本的な考え方】

- 既存ストックを利活用したコンパクトな都市づくりの推進
 - ・中心市街地をはじめとする既成市街地は、過去から築き上げてきた歴史や文化が集積する場所であり、様々な都市機能の集積や都市基盤の整備を積極的に進めてきた場所であることを再認識し、本市の強みの一つである充実した社会資本ストックを効果的に利活用して、人口減少・少子高齢社会に対応できるコンパクトな都市づくりを進める。
- 低未利用地や空き家を活用した土地の有効利用や高度利用の促進
 - ・既成市街地内の低未利用地や空き家を活用するなど、土地の有効利用や高度利用を促進し、世代交代の中でも住み続けることができ、新たに移り住む人も呼び込めるような快適で安全な居住環境の形成を進める。
- 既成市街地のインフラの計画的な維持更新
 - ・道路や上下水道などのインフラに関しては、都市の持続的発展を図る観点から、新規整備から維持更新へと重点を移し、既成市街地内における計画的な維持更新を進める。
- 公共施設の計画的な再編と有効活用
 - ・公共施設に関しては、地域特性やバランスも考慮しながら計画的な再編を進めるとともに、多様化する住民ニーズへの対応とサービス効率化を図る観点から、民間活力の導入や民間への移管を積極的に進める。

【目指すイメージ】



(1) 既存ストックの有効活用

① 既成市街地の維持・再生

- 既存の社会資本ストック（インフラ・公共施設）を活かした便利で魅力的な都市空間の形成
- 公共交通の利便性の高い地域への居住の誘導（居住誘導区域の設定）
- 良好な居住環境の保全のための土地利用規制等の活用（用途地域の見直し、地区計画制度の導入）

② 密集市街地の改善

- 中心市街地の密集市街地の改善による居住環境の向上及び安全性の確保
- 地域特性や地元意向を踏まえた柔軟な事業手法の検討と民間活力の導入
- 歴史的な町並みや建造物の保全などに配慮した居住環境の改善とにぎわいの創出

③ 低未利用地の有効活用

- 市街地内の低未利用地における土地区画整理事業の検討、開発行為の促進
- まとまった低未利用地を対象とした計画的な住宅整備の誘導（地区計画、建築協定の活用）
- 一定のまとまりのある低未利用地における道路整備
- 土地取引円滑化のための地籍調査の推進

④ 空き家対策の推進

- 空き家入居者への支援制度も含めた新たな空き家の活用策について検討
- 空き家除却跡地の流通、地域コミュニティの場としての活用
- まちなか区域での隣接土地の購入や隣接建築物の除去に対する支援

⑤ 無秩序な市街化の抑制

- 市街化調整区域の幹線道路沿道や市街地隣接エリアにおける開発と保全の調和のとれた土地利用の推進
- 白地地域における適正な土地利用の規制誘導（特定用途制限地域、建築形態規制、地区計画）

(2) 持続可能なインフラ整備

① 道路

- 道路、道路付属物などの既存ストックの実態把握と維持管理計画の策定（新規整備から維持更新へのシフト）
- 橋梁の長寿命化及び計画的な維持更新
- 安全性、快適性を向上させるための道路の改修（交差点改良等）

② 上水道

- 重要給水施設等も考慮した計画的な上水道施設の耐震化の推進
- 老朽管の更新及び鉛給水管の解消
- 未普及地域における建設コスト縮減を重視した計画的な整備推進

③ 下水道

- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の促進
- 市街化調整区域等の特定環境保全公共下水道地区の整備
- 下水道認可区域外の合併処理浄化槽設置への支援

④ その他公共施設

- （仮称）公共施設再編計画に基づく計画的な再編の推進
- 公共建築物の施設総量の適正化

(3) 民間活力・資金を活用した公共施設の整備・管理

- 民間事業者等の資金やノウハウを活用した公共施設の整備・管理（PPP/PFIなどの手法を用いた民間活力の導入）
- 遊休・未利用施設の売却等の処分の検討、又は跡地の有効活用の検討
- 地域性が高い公共建築物の地元団体等への移管の推進

2-2 中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり

【基本的な考え方】

●中心市街地を含む都心エリアにおける高次都市機能の集積

・高岡駅周辺の市街地は、古くから行政、産業など様々な面で中心的役割を担ってきた、本市のみならず県西部の中心市街地であるが、近年は空洞化や機能の低下が進みつつあるため、飛越能の玄関口であり、交流・観光の拠点である新高岡駅と相乗的利活用を図りつつ、居住人口と高次都市機能（総合病院や文化施設等）が集積した高密度な土地利用の維持・形成を進める。

●周辺市街地における身近な生活サービス機能の集積

・中心市街地と同じように、固有の歴史や特性を持つ周辺市街地においても、身近な生活サービスの維持が課題となっていることから、中心市街地との連携強化に努めつつ、買い物の場や働く場など住居以外の機能が複合的に集積した生活圏の形成を進める。

●徒歩と公共交通で暮らせる都市構造への転換

・自家用車に過度に依存した都市構造のままでは、車を利用できない高齢者等にとって移動しづらく、結果的に不便で暮らしにくくなることを考慮し、鉄道駅等を中心とする拠点エリアに高密度で複合的な土地利用を形成することで、徒歩や公共交通によって暮らすことができる都市構造への転換を目指す。

●市街地縁辺部や集落地における生活利便性の維持

・市街地縁辺部や集落地では、自家用車の利用を中心としたライフスタイルを尊重しつつ、身近な地域生活圏内の生活サービス機能を確保することで生活利便性の維持を図るとともに、緑豊かでゆとりある土地利用の形成を目指す。

●市街地を取り巻く優良農地や自然環境の保全・活用

・原則、市街地をこれ以上拡大することなく、市街地を取り巻く優良農地や豊かな自然環境を保全・活用するほか、これら自然環境と調和する活力ある産業地を形成することにより、自然の豊かさと都市の活力が両立した都市づくりを目指す。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

中心市街地の空洞化が進み、これまで集積していた都市機能も流出

まちなかの人通りが減って、お店も少なく不便なまちになってきたね・・・

周辺市街地からお店や病院がなくなり、車がないと生活が不便

車を利用できなくなった時にどうなるか不安になるね・・・

IC、新幹線駅、港湾の周辺で無秩序な開発が進み、後追いで基盤整備を実施

新しい開発が本当に市の発展につながっているのか不安になるね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

中心市街地への高次都市機能の集積と居住環境の整備を推進

市内外から多くの人々が集まる県西部の中核都市らしい市街地になった！

中心市街地との連携のもと周辺市街地に身近な生活サービス機能を集積

周辺市街地でも、郊外でも、今までどおり暮らし続けることができる！

既存の産業用地を有効活用しながら、計画的に新たな開発を推進

豊かな自然も守られているし、新たな開発でさらなる発展が期待できる！

(1) 中心市街地と周辺市街地の連携

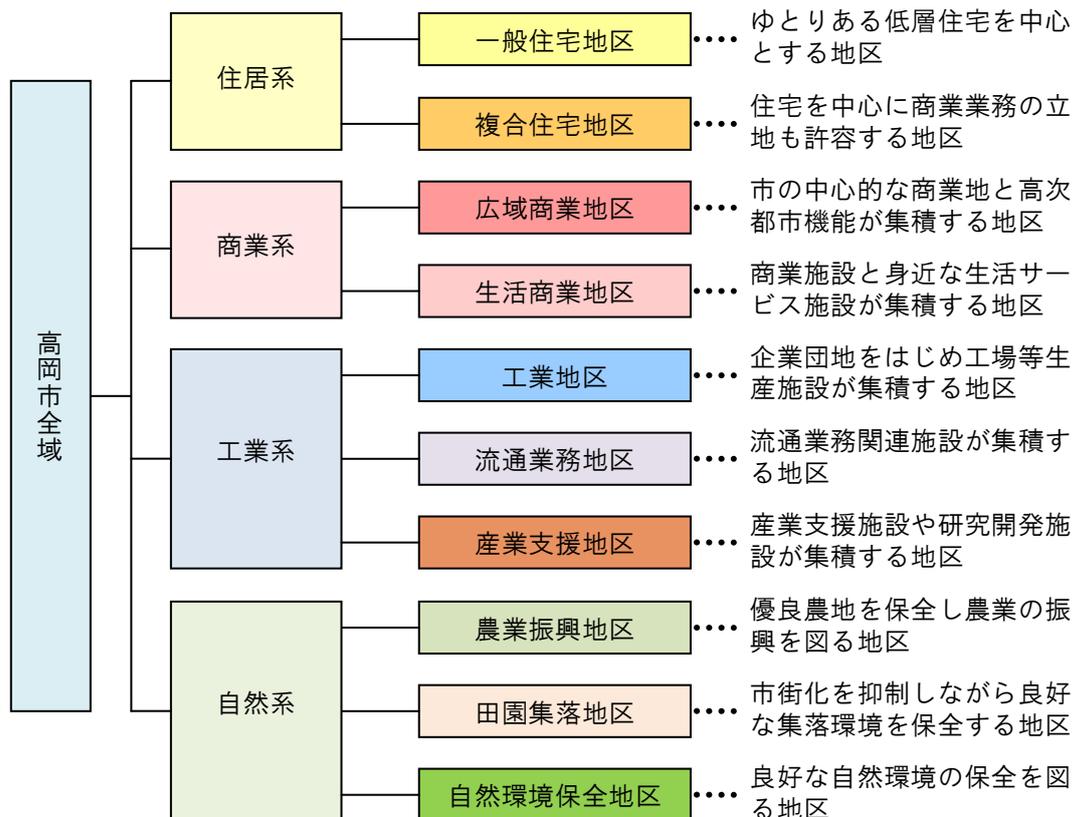
① 中心市街地を含む都心エリアの活性化

- 中心市街地～高岡駅～新高岡駅の相乗的利活用（機能分担と連携）
- 歴史・文化資産や商店街を回遊する仕組みづくり（歩いて楽しいまちづくり）
- 高岡駅周辺の商業・業務機能の活性化と高次都市機能の集約
- 新高岡駅周辺における交流・観光機能等の誘導
- 土地・住宅取得の支援によるまちなか居住の推進
- 都市基盤整備と併せた土地利用高度化の促進

② 周辺市街地における拠点形成

- 各生活圏を構成する周辺市街地（伏木、戸出、中田、牧野、立野、福岡）における地域生活拠点の形成（都市機能誘導区域の設定）
- 地域生活拠点（生活商業地区）への日常生活を支えるサービス機能（商業業務、医療、福祉等）の配置・誘導
- 歴史や自然などの各地域の特色を活かしたまちづくり

(2) 計画的な土地利用の配置及び誘導



1) 住居系土地利用

① 一般住宅地区

→自然的土地利用に接する市街地外縁部に配置

○低層の戸建住宅・共同住宅を中心とする低密度な土地利用を基本とし、都市基盤の整備と併せて良好な居住環境を形成

○地区計画や各種協定の活用による良好な居住環境の維持・保全

② 複合住宅地区

→商業系土地利用周辺及び幹線道路沿道に配置

○低中層の住宅を中心としつつ、商業業務施設や工業施設等の立地も許容する中・高密度で複合的な土地利用を形成

○居住人口の維持・増大に向けた低未利用地・空き家等の活用

○都市計画道路等の基盤整備と併せた沿道型土地利用の形成

2) 商業系土地利用

① 広域商業地区

→都心エリア（中心市街地～高岡駅周辺・新高岡駅周辺）に配置

○商業業務施設、各種公共施設、中高層の都市型住宅等が集積する高密度な土地利用を形成

○県西部の中核的都市にふさわしい高次都市機能（総合病院、広域的な文化・スポーツ施設、主要観光施設、大規模商業施設等）の集積を促進

○賑わいの核形成、回遊性の向上、まちなか居住の推進による歩いて暮らせるまちづくり

② 生活商業地区

→周辺市街地の地域生活拠点となるエリアに配置（鉄道駅周辺や幹線道路沿道等）

○商業業務施設、各種公共施設、低中層の住宅等が集積する中密度な土地利用を形成

○周辺市街地の生活を支える身近な商業地として商業施設を含む生活サービス機能の集積を促進

3) 工業系土地利用

① 工業地区

→小矢部川沿い及び河口部、庄川河口部、伏木港・富山新港の背後地、インターチェンジ周辺のほか、各地区において計画的に開発してきた企業団地などに配置

○周辺の自然環境や居住環境との調和を図りながら、既存工業集積を維持

○未分譲地や撤退跡地への新たな企業立地の誘導

② 流通業務地区

→伏木外港周辺、地方卸売市場周辺、問屋町周辺に配置

○伏木外港周辺については、国際交流及び物流の拠点としての機能集積を促進

○その他の地区については既存施設の維持・活用

③ 産業支援地区

- 二上地区（富山県ものづくり研究開発センター等）、オフィスパーク地区に配置
- 既存工業の高度化、新産業の創出に向けた大学や県・市の産業支援施設、研究開発施設の集積促進

4) 自然系土地利用

① 農業振興地区

- 市街地周辺の優良農地（農用地区域）を中心に配置
- 優良農地の保全と有効活用
- 農地、農道、農業用排水路などの生産基盤の整備

② 田園集落地区

- 用途地域外の大規模な既存集落を中心に配置
- 農村景観及び農村環境の保全、無秩序な市街化の抑制
- 地区計画を活用した生活環境の向上とコミュニティの維持

③ 自然環境保全地区

- 市域西側の丘陵地及び山地、市域南東部（御坊山）の丘陵地に配置
- 森林や里山の自然環境の保全と適正な維持管理
- 都市農山村交流等による中山間地域の振興促進

(3) 計画・開発促進地区における整備の推進

- 総合計画で位置づけている計画・開発促進地区のうち、主に都市計画（土地区画整理事業、地区計画等）により計画的に開発を推進・促進する地区を位置づけ

区分	位置づけ	計画・開発促進地区
住宅系	駅周辺の住宅地 (都市機能(生活サービス機能)を誘導する周辺市街地を含む)	・高岡やぶなみ駅・木津周辺 ・伏木地区 ・牧野地区 ・戸出駅周辺 ・中田地区 ・西高岡駅周辺
	区画整理事業の区域	・志貴野地区 ・福岡地区
商業系	都心エリア	・中心市街地 ・新高岡駅周辺
工業系	新規の造成、もしくは既存の工業団地	・万葉埠頭地区 ・戸出西部金屋地区 ・池田地区 ・大滝工業団地 ・長慶寺地区
その他	その他開発事業	・高岡北 IC 周辺 ・福岡 P A 周辺

図 土地利用方針図

<土地利用方針>

- 総合計画の土地利用概念図に基づき、現行の都市MPの土地利用方針を具体化する。
- 「住居系」は、以下について複合住宅（高層住宅、店舗併用住宅など）に位置づけ
「内環状の内側」、「幹線道路沿道」、「用途混在地域（商業、工業など）」
 - 「商業系」は、都心エリアを「広域商業」、周辺市街地を「生活商業」に位置づけ
 - 「工業系」は、既存の工業地域（住宅除く）や・団地を位置づけ
 - 「計画・開発促進地区」は、今後、開発を計画的に推進・促進する地区を位置づけ

○ 今後、この方針図に基づき土地利用（用途地域等）を見直す
※ 今後、居住誘導区域や都市機能誘導区域等の検討に応じて修正予定

【凡例】

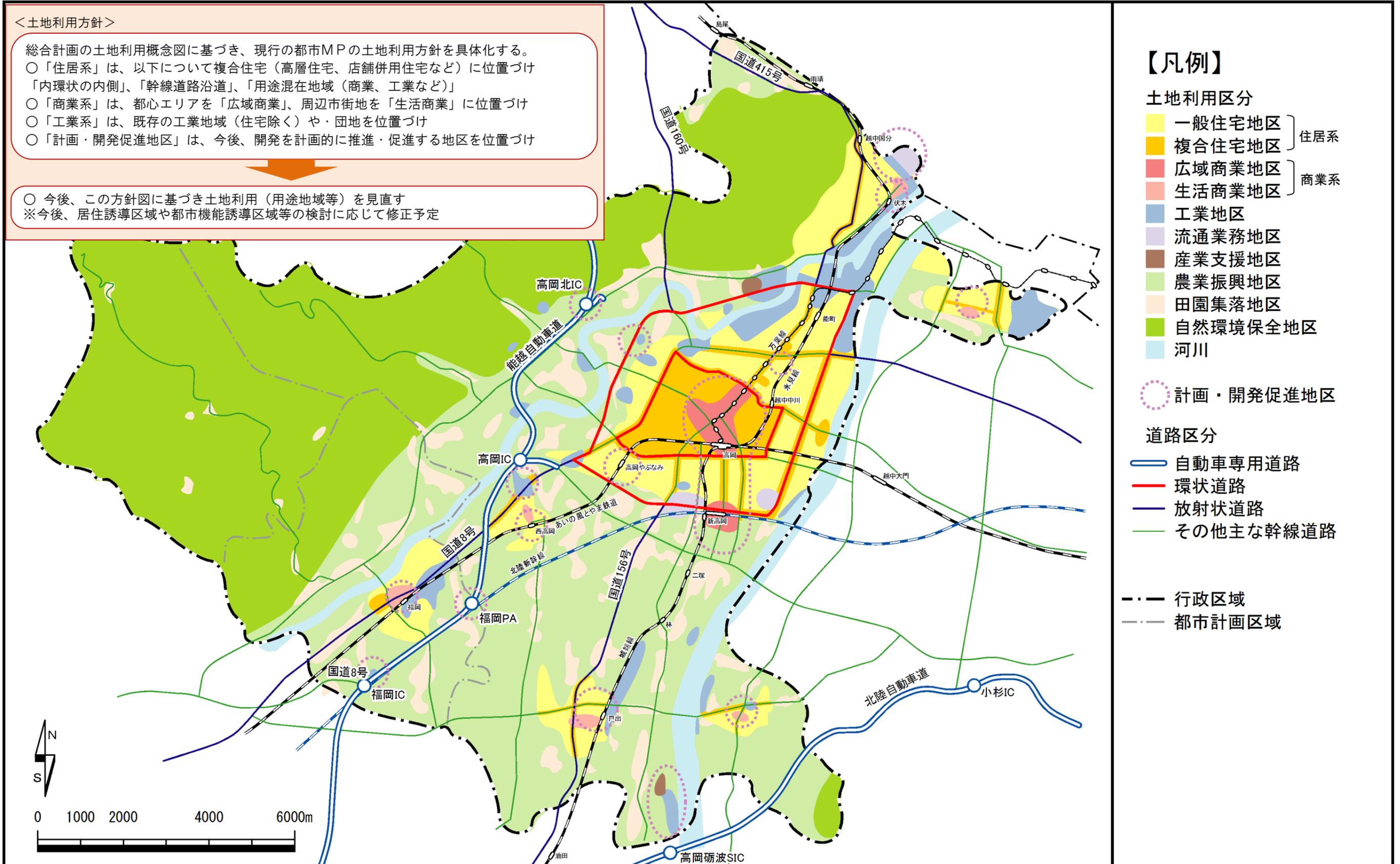
土地利用区分

- 一般住宅地区
 - 複合住宅地区
 - 広域商業地区
 - 生活商業地区
 - 工業地区
 - 流通業務地区
 - 産業支援地区
 - 農業振興地区
 - 田園集落地区
 - 自然環境保全地区
 - 河川
- 住居系
- 商業系

○ 計画・開発促進地区

道路区分

- 自動車専用道路
 - 環状道路
 - 放射状道路
 - その他主な幹線道路
- 行政区域
- 都市計画区域



2-3 「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり

【基本的な考え方】

●県西部の都市活力を牽引する産業の集積と育成

・ 商工業都市として長い歴史を有する本市では、高い技術力に支えられたものづくり産業が中心となって県西部全体の都市活力を牽引してきたが、我が国全体として製造業を取り巻く状況が厳しい中、今後は、港湾や新幹線、IC等の広域交通基盤を活かした産業基盤の整備と、担い手の確保や新たな技術の開発といった産業活動への支援を一体的に進めることで、競争力の高い産業の集積及び育成を図る。

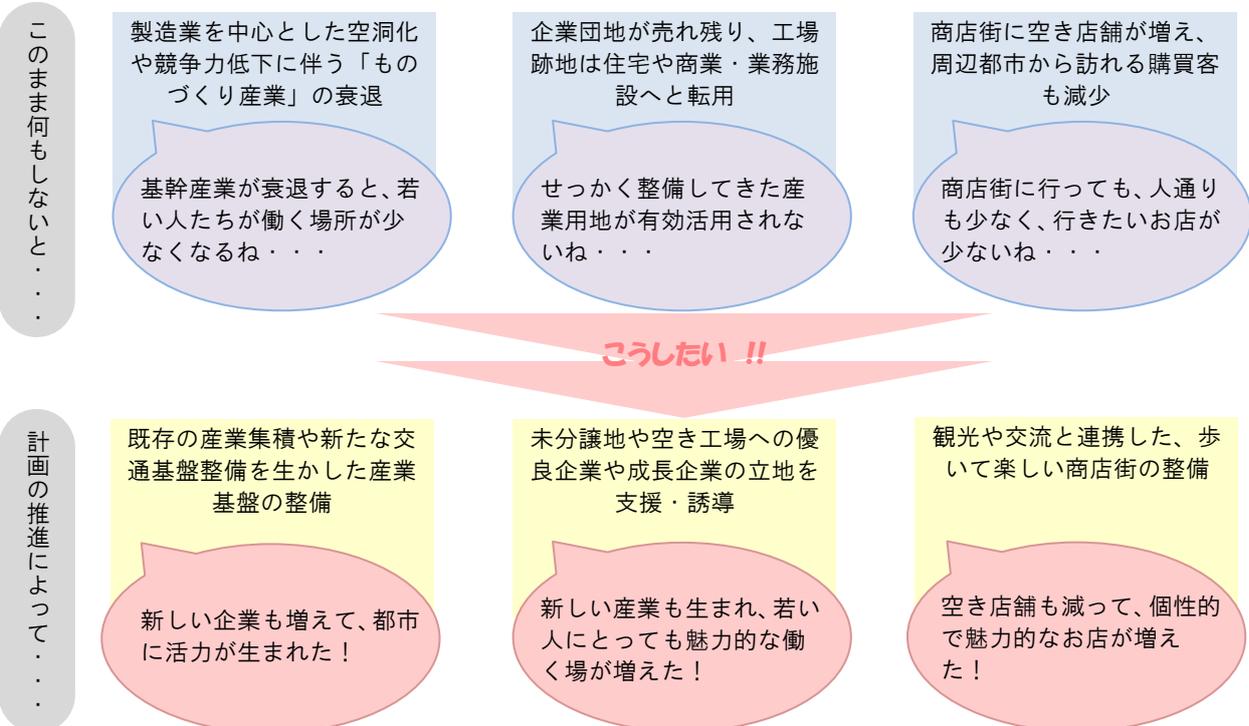
●新たな産業活動を育むための基盤整備

・ 既存企業団地への優良企業の誘致とも連携しながら新たな企業団地の整備を検討するほか、既存商店街等の活性化と連携しながら新たな商業店舗の立地を誘導するなど、活気ある産業活動を育むための土地利用及び基盤整備を進める。

●身近な生活圏における多様な働く場の確保

・ 若い世代の流出抑制、UJターン就職の拡大を図るため、地場産業・伝統産業から新産業まで、身近な生活圏において多様で幅広い働く場を確保するとともに、これら企業周辺的环境整備や通勤環境の改善を通じて、暮らしやすさと働きやすさが両立できる都市づくりを進める。

【目指すイメージ】



(1) 産業基盤の整備

① 既存企業団地及びその周辺環境整備

- 既存企業団地周辺のインフラ整備
- 企業ニーズを踏まえた既存企業地の拡張整備
- 既存企業団地のリノベーションの推進

② 受け皿となる新たな企業団地の整備

- 新規企業誘致や既存企業拡張の受け皿となる新たな企業団地開発の検討
- IC周辺における工業施設・流通業務施設の集積

(2) 産業施設立地の支援及び誘導

① 市街地内の工業用地の確保

- 工業系用途地域の継続（特別用途地区、地区計画等による住商の立地抑制）
- 住環境に配慮した操業環境の形成（緑化、デザイン等）

② 未分譲地や空き工場への立地支援

- 交通利便性や既存産業集積を活かした優良企業の誘致
- 新分野進出や新事業展開を図る意欲を持つ企業への支援
- 未分譲地及び空き工場への立地支援（助成、情報提供）

③ 郊外部等における産業施設の立地抑制

- 産業適地でない農地・集落地等における産業施設の立地抑制（特定用途制限地域等）

(3) 商店街の活性化

① 地域商店街における新たな賑わいの創出

- 観光地と商店街を結ぶ回遊性の向上（観光ルートとの連携）
- 交流機能の向上による商店街の活性化
- 共同住宅と商業・公益施設の複合ビル整備
- 中心市街地等における雇用創出による昼間の消費人口の増大
- 商業施設（買回り品）のまちなかへの立地誘導

② 空き店舗の活用

- 商店街の空き店舗を活用した新規開業に対する支援
- 賃貸が可能な空き店舗の確保

2-4 広域間と地域間の交通ネットワークが充実した都市づくり

【基本的な考え方】

●大都市圏に連絡する広域連携ネットワークの強化・充実

・大都市圏に連絡する北陸新幹線や高速道路の広域交通基盤に加え、県西部の中核都市としての役割や都市機能の集積を活かし、大都市圏及び周辺都市との交流や連携をさらに拡大するための広域連携ネットワークの強化・充実を図る。

●地域間連携の骨格を担う道路ネットワークの整備

・高岡駅・新高岡駅、伏木外港、インターチェンジといった広域交通結節点の機能強化と併せて、中心市街地及び周辺市街地からこれら結節点に円滑にアクセスできるよう、地域間連携の骨格となる環状放射道路の整備促進を図るほか、駅、港、ICと市街地の間をおおむね10分で結ぶための「戦略的道路」の具体化を図る。

●公共交通による都心・都市交通軸の充実・強化

・中心市街地～高岡駅～新高岡駅を結ぶ都心軸と、中心市街地と周辺市街地を結ぶ拠点間連携軸については、鉄道、路面電車及びバスなどの公共交通で結ばれた都心・都市交通軸として充実・強化を図り、誰もが市内を円滑に移動できる交通体系を構築する。

●地域特性に応じた公共交通サービスの充実

・少子高齢化社会の進行や低炭素型社会への移行に伴い、徒歩や公共交通による移動需要が増大していくことを視野に入れ、地域特性に応じた公共交通サービスの充実と併せて、公共交通利便性の高い地域への居住誘導を図るとともに、公共交通不便地域の改善に向けた取組に対する支援を行う。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

他都市でも広域交通基盤の整備が進んだ結果、地域間競争力が低下

せっかくの新幹線や高速道路、港湾がうまく使われていないね・・・

道路ネットワークが不十分なため、市街地内に通過交通が流入

まちなかまで多くの車が入ってきて、渋滞もひどく、危険だね・・・

公共交通の利用者減少とサービス水準低下の悪循環の拡大

公共交通を使いたくても、どんどん不便になっていくね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

広域交通ネットワークの整備と併せて大都市圏や周辺都市との交流・連携を拡大

広域ネットワークを使って、多くの人々が高岡にやってくる！

環状放射道路・戦略的道路の整備による市内の円滑な交通処理

渋滞もなくなり、安全に行きたいところに早く行けるようになった！

公共交通を重視した都市構造への転換と一体となった公共交通の充実

車を使わなくても、徒歩と公共交通で暮らせるようになった！

(1) 道路ネットワークの整備

① 広域間連携を担う高速道路の整備促進

- 東海北陸自動車道の事業化区間の早期完成と全線の早期事業化
- 能越自動車道の事業化区間の早期完成と全線の早期事業化
- 福岡パーキングエリアを利用したインターチェンジの設置促進
- 地域高規格道路（高岡環状南線）の整備促進

② 地域間連携のための骨格道路ネットワークの形成

- 市内交通の円滑な処理に向けた環状放射道路の形成（2環状5放射）
- 広域交通結節点（IC、駅、港）を結ぶ戦略的道路の整備（10分圏域の形成）

図 広域間連携・地域間連携のイメージ図

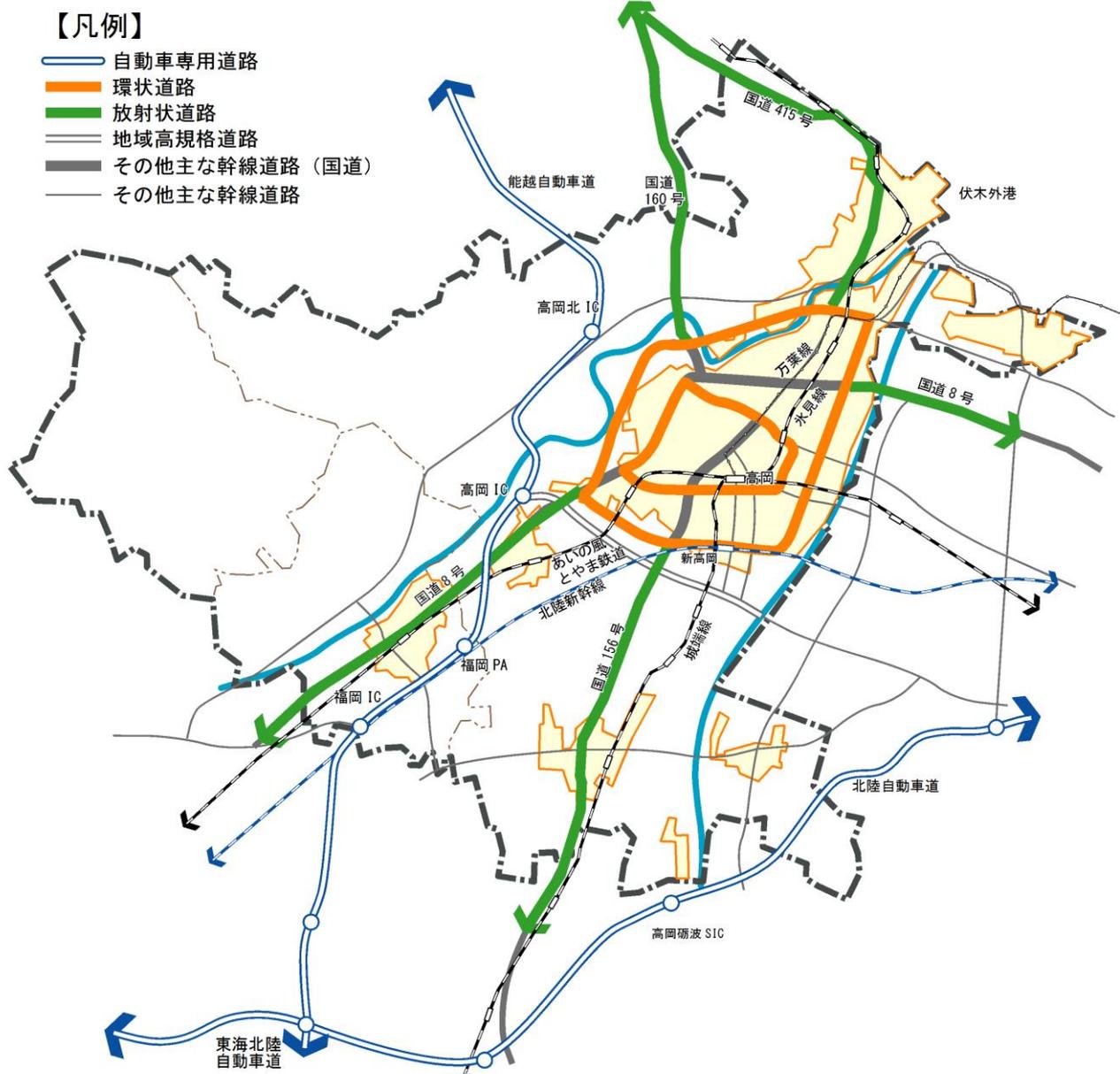
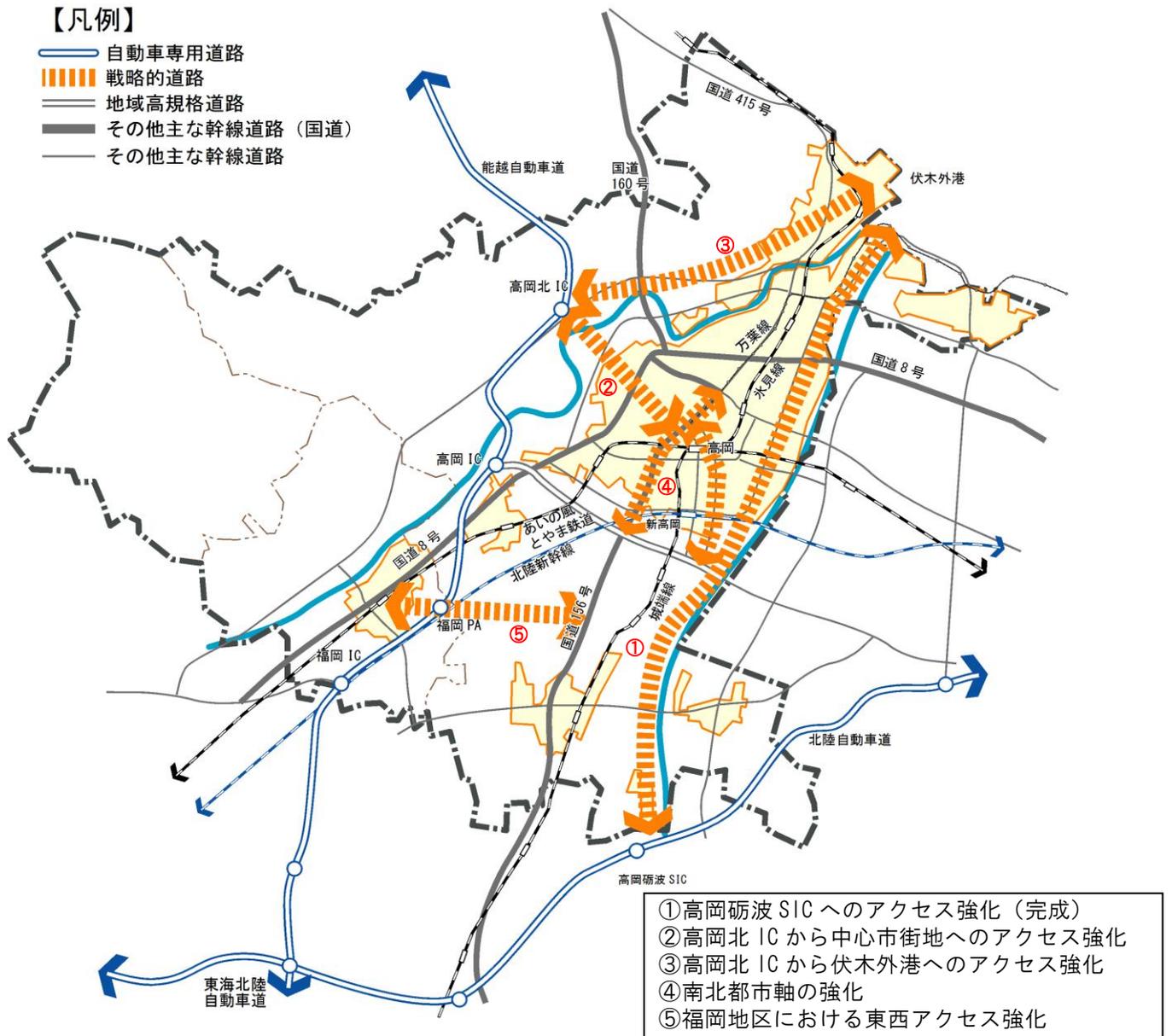


図 戦略的道路構想



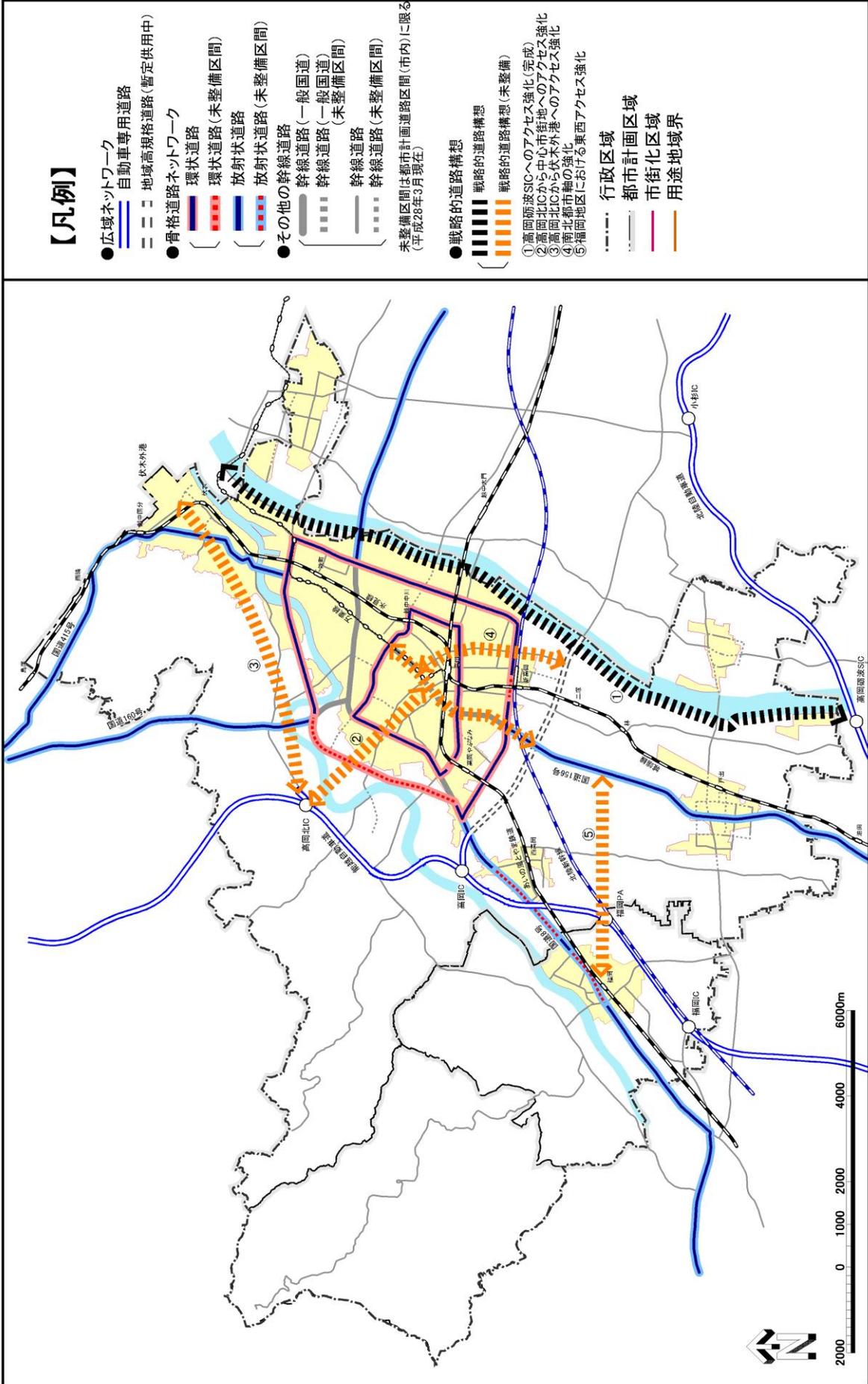
③ その他の幹線道路の整備

- 環状放射道路を補完する幹線道路の整備
- 整備の必要性や地域の実態を踏まえた都市計画道路の整備と見直し検討

表 概ね 10 年以内に着手、もしくは整備完了することを予定する都市計画道路

区分	名称	
○広域間連携	3・1・446 高岡環状南線	
○地域間連携	環状道路	3・4・122 北島牧野作道線 3・4・413 下伏間江福田線 3・4・409 中川和田線
	放射道路	3・3・405 立野四屋線 3・5・1 国道線
		○その他の幹線道路

図 道路整備方針図



(2) 公共交通ネットワークの形成

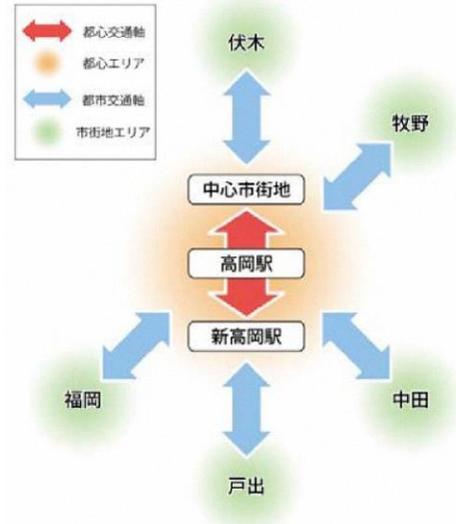
① 大都市圏・周辺都市を結ぶネットワークの形成

- 北陸新幹線の未整備区間（金沢～大阪間）の早期整備
- 交通事業者と連携した各方面への高速バス路線の整備推進

② 都心交通軸・都市交通軸の強化

- 交通事業者と連携した公共交通の整備
- JR 城端線・氷見線の直通化の推進
- 万葉線の昭和町、新高岡駅方面への延伸の推進

図 都心交通軸・都市交通軸のイメージ



(出典：高岡市総合交通戦略)

③ 公共交通不便地域の改善

- あいの風とやま鉄道の高岡駅～西高岡駅間における新駅（高岡やぶなみ駅）設置
- コミュニティバスの維持及び改善
- 生活路線、公営バスの維持
- 地域住民が主体的に運行する地域バスの導入促進及び支援
- デマンドバス・タクシーの導入促進

④ 公共交通の利便性向上

- あいの風とやま鉄道の高岡駅周辺の整備（駅前広場、自由通路、駐車場、駐輪場等）
- 鉄道駅・電停の乗換利便性向上（バリアフリー化、シームレス化、駐車場・駐輪場の整備）
- パークアンドライドの促進
- 交通事業者と連携した運行本数やダイヤの見直し
- 他の交通系 IC カードと相互利用可能な交通系 IC カードの導入
- レンタサイクルの導入

(3) 港湾の整備

- 伏木外港の建設促進と港湾機能の充実
- 魅力あるウォーターフロントの整備
- ポートセールスの強化

2-5 歴史・文化と自然を活かした都市づくり

【基本的な考え方】

●高岡の歴史を感じながら回遊できる都市づくりの推進

・本市で暮らす市民の誇りと愛着の源泉となっているのが、世代を超えて受け継がれてきた多くの歴史・文化資産であり、これら建築物や史跡そのものを保全し、周辺と一体的に歴史的風致の維持、向上を図り、その風情や情緒を感じながら市街地内を回遊する仕組みをつくることで、市民だけでなく多くの観光客が高岡の歴史に触れられる都市づくりを進める。

●文化的要素を取り入れた高岡らしい都市づくりの推進

・鋳物や銅器をはじめとする伝統産業や、多様な祭礼行事などの伝統文化は、高岡市の個性や魅力を市内外に広く発信する重要な要素であることから、中心市街地活性化をはじめとする様々なまちづくりにおいても、これら文化的要素を取り入れた取組を進めることで、観光等文化に深く根差した産業などの活性化へつなげる。

●身近な緑を活かした緑豊かな都市づくりの推進

・本市の市街地の中には寺社境内地や河川等の身近な緑があり、市街地のすぐそばには農地や丘陵地に豊かな緑が広がる強みもあることから、身近な都市公園の整備・充実、市街地内の緑化促進と併せて、これら身近な自然の保全・活用を図ることで緑豊かな都市づくりを進める。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

周辺の建物の解体や建替えなどによる歴史と調和しないまち並みの形成

高岡らしい風情や情緒が無く、どこにでもあるようなまちになったね・・・

コミュニティの担い手不足による暮らしの中の伝統産業や伝統文化の喪失

地域の繋がりも希薄になり、祭礼や行事が形式的になってきたね・・・

担い手不足による農地の荒廃、管理が行き届かない自然地の荒廃

せっかくの緑が荒れてしまって、子どもたちが遊ぶ場所もないね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

歴史資産の保全・活用、歴史的風致の向上による「歴史まちづくり」の推進

高岡の歴史が身近になり、郷土に対する誇りや愛着が大きくなった！

文化・芸術に触れ、新たな芸術・文化を創造する「文化創造都市」の実現

他都市に誇れる文化力が育ち、自分たちの暮らしも豊かになった！

公園の整備、農地や自然地の保全・活用による身近な緑の増大

住民が、身近で安心して利用できる緑の空間が増えた！

(1) 歴史まちづくりの推進

① 歴史・文化資産の保存・活用

- 市内の国宝、重要文化財、史跡、名勝等の保存・活用
- 伝統的建造物群保存地区の選定へ向けた支援
- 歴史・文化を活かした観光施設等の整備

② 歴史的な町並みの形成

- 山町筋、金屋町、吉久・伏木みなと町、勝興寺寺内町、瑞龍寺周辺、旧北陸街道沿いの歴史的風致の維持・向上
- 歴史的町並みの周辺地域も含めた一体的な環境整備
- ストリート構想（たかおか・伏木地区）に基づく歩いて楽しいまちづくりの推進

(2) 高岡らしい文化創造都市の実現

① 高岡の文化に触れる空間の創出

- 文化・芸術に触れる機会の充実
- 高岡の歴史・文化に根ざしたイベントに触れる機会の拡大
- 歴史・文化を巡るウォーキングルートの設定・活用

② 新たな創造空間の創出

- 歴史的風致が残る地域において新たな創造活動を生み出すクラフト創造の場の形成
- 多様な人が交流し、新しいアートを生み出す創造の場の充実

(3) 市街地内の緑の保全・活用

① 都市計画公園等の整備

- 人口集積を考慮した重点的な公園緑地の配置・整備（市街地内の公園確保）
- 既存公園の利用促進を図るための施設の充実
- 防災機能が充実した公園づくりの推進
- 住民や企業と連携した公園緑地の適正な維持管理
- 整備の必要性や地域の実態を踏まえた都市計画公園の見直し検討

表 概ね10年以内に着手、もしくは整備完了することを予定する都市計画公園

区分	名称
総合公園	5・5・405 牧野河川公園

② 身近な自然環境の保全

- 二上山・西山地区・御坊山地区等丘陵地の緑の保全・活用
- 庄川・小矢部川の河川環境の保全・整備
- 雨晴海岸や国分海岸の保全・整備
- 桜谷古墳や加賀藩主前田家墓所などの歴史資源の緑の保全
- 散居村集落を含む屋敷林の保全

③ 市街地内の農地の保全・活用

- 市街地形成の見通しのない市街化区域内農地の計画的な保全（生産緑地地区、田園住居地域の検討）
- 農業体験の場としての市街地内農地の活用（市民農園）
- 一時避難場所としての市街地内農地の活用（防災農地）

④ 市街地内の緑化の推進

- 道路や河川等の緑化による緑の回廊の創出
- 中心市街地の主要幹線道路における緑化推進
- 公共施設敷地における緑化推進
- 民有地における緑化推進
- 鉄道駅や IC 周辺のもてなし空間における緑の配置
- 花と緑の協定の推進

2-6 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

【基本的な考え方】

●安全・安心な都市づくりの推進

・大規模な地震・津波、集中豪雨等による洪水や土砂災害などから市民の生命と財産を守るため、防災意識の向上や防災体制の強化とあわせて、防災施設の整備や、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導などにより、安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

●日常生活における安全と安心の確保

・防犯・交通安全対策の充実とともに、住民が主体となったまちづくりを進める中で、地域の自治力向上を図り、見守り活動や支えあいなど、交通事故や犯罪の起こりにくい環境をつくり、子どもから高齢者まで市民が安全・安心な日常生活を送ることができる都市づくりを進める。

●環境と共生した快適な都市づくりの推進

・市街地を取り巻く美しい自然景観と歴史、文化、風土によって育まれた魅力的な都市景観を保全するとともに、環境への負荷の少ない低炭素型社会に向けた取組を各方面で展開することで、環境と共生した快適な生活を送ることができる都市づくりを進める。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

大規模災害による市街地内での被害発生、被災からの復旧・復興の遅れ

災害が起きた時に、自分が住む地域がどうなってしまおうか不安だね・・・

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う交通事故や犯罪の増加

子どもたちや高齢者が安心して歩くことができないね・・・

景観に対するルールがないまま開発や建築が進行

眺望を阻害する構造物や派手な広告物が増えてきたね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

防災・減災対策の推進と災害リスクを考慮した土地利用の誘導

たとえ災害が起きたとしても最小限の被害で食い止めることができる！

防犯・交通安全対策の強化と地域力の再構築

地域が見守ってくれるから安心して出かけることができる！

地域特性に応じた景観形成基準を設定し、良好な景観を創出

景観が良くなり、都市の魅力が向上した！

(1) 災害に強いまちづくりの推進

① 震災・火災への対応

- 災害時の避難地、避難路の確保
- 緊急通行確保路線の確保
- 道路、公園、河川等の延焼遮断帯の配置
- 延焼の危険性がある市街地における防火地域・準防火地域の指定
- 建築物の不燃化及び耐震化の促進

② 津波・水害への対応

- 流下能力向上のための河川改修の促進
- 都市型水害解消のための雨水幹線の整備
- 新たな開発地における遊水地や調整池の設置
- 防波堤や護岸堤、消波工等の整備
- 浸水危険性の高い地域の避難ビル、避難経路等の確保
- 浸水危険性を配慮した土地利用の検討（危険性の低い地域への立地誘導）

③ 土砂災害への対応

- 土砂災害防止対策事業の整備促進
- 小規模急傾斜地崩壊防止対策の実施
- 土砂災害特別警戒区域の指定等による開発の抑制

(2) 安全・安心な都市環境の形成

① 防犯・交通安全対策の推進

- 街灯設置推進による犯罪や交通事故の起こりにくい生活環境の整備
- 交通安全施設の整備・改善、歩行者通行量の多い道路における交通規制の実施検討

② 歩行者・自転車にとって安全な空間整備

- 市街地内の歩行環境整備による歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 自転車通行帯の整備及び自転車ネットワークの整備
- 駅・電停・バス停周辺における駐輪場の整備

③ 地域力の再構築

- 地域住民が主体となったまちづくり検討、まちづくり活動の支援
- 地域住民のまちづくり活動拠点の整備、既存公共施設の地域開放

(3) 景観まちづくりの推進

① 恵まれた自然景観の保全

- 雨晴海岸、二上山、西山丘陵、庄川、小矢部川などの良好な自然景観の保全・活用
- 良好な眺望点周辺の整備と眺望を阻害する建築物等に対する規制・誘導
- 市街地からの眺望を考慮した建築物の高さ規制の検討

② 魅力的な都市景観の形成

- 積極的な景観誘導を行う地区に対する景観形成重点地区の指定検討
- 景観づくり住民協定の締結促進（地域特性に応じた景観形成基準の設定促進）
- 主要な道路における電線類の地中化促進
- 屋外広告物規制の強化
- 一定以上の建築物に関する地域特性に応じた景観誘導

(4) 環境共生まちづくりの推進

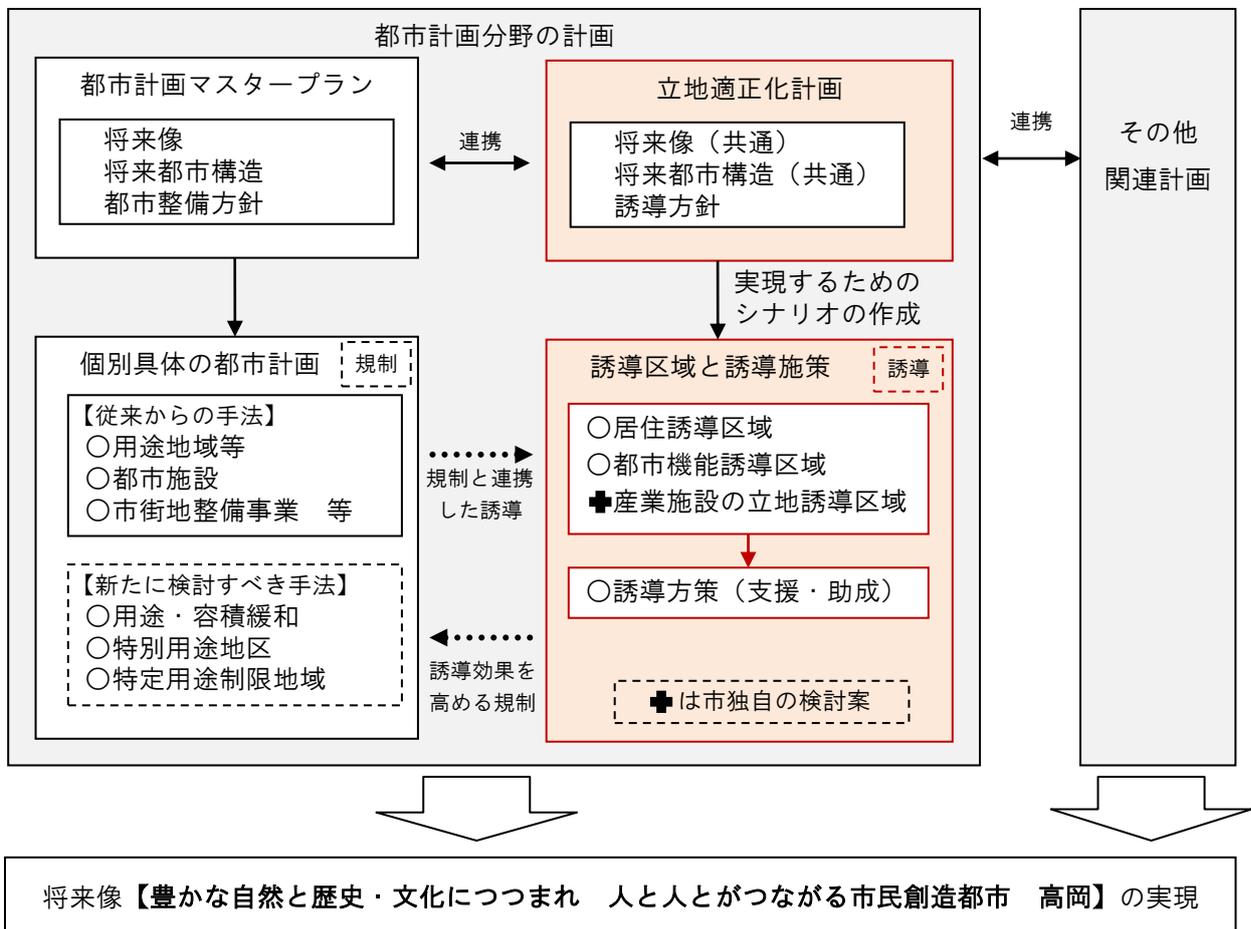
- 公共施設や住宅における太陽光発電などの自然エネルギー活用の促進
- 高岡広域エコ・クリーンセンターにおける廃熱エネルギーの有効利用
- 里山交流センターなどを活用した市民参加の森づくりやグリーン・ツーリズムの推進
- 資源リサイクルの推進

3

立地適正化計画の基本的考え方

(1) 立地適正化計画の役割

- ・ これまでは、人口増加に伴う市街地の拡大を前提として、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランに定める「将来都市構造」や「都市づくりの基本方針」などに基づき、都市施設（道路、公園等）の整備、市街地整備事業（土地区画整理事業など）、および及び民間開発等に対する土地利用規制によるまちづくりを進めてきた。
 - ・ 現在、都市施設については、一定の整備水準を確保する一方で、今後は限られた財源の中、新規整備から既存ストックの老朽化対策に重点を移すことが必要となっている。また、大幅な人口減少の予測や少子高齢化の進展などに伴い民間の投資意欲が弱くなることが懸念される中、誰もが快適に住み続けられるよう都市の活力を維持することなど、まちづくりを取り巻く課題が顕在化している。
 - ・ このことから、本市の総合計画では、既存ストックを最大限活用しながらコンパクトな市街地形成を進めるとともに、それぞれの市街地を公共交通で結ぶ“コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり”を、都市構造の考え方として位置づけ、機能性、安全性、利便性の高い持続可能なまちづくりを進めることとしている。
 - ・ 立地適正化計画は、“コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり”を実現するため、既存の土地利用規制と併せて、都市機能や居住を誘導する区域とその区域内で行われる民間等の開発に対する税制上の優遇や財政的支援などの具体的な誘導施策を併せて示すことで、計画的な誘導によるまちづくりを目指すものである。
- なお、本市では、都市機能誘導区域内へ誘導する施設については、国の補助対象となる「商業」「医療」「福祉」「教育」に加え、本市の特徴（強み）である“ものづくり”の観点から産業施設を独自に位置づけることを検討する。



(2) 本計画により目指すもの(ターゲット)と、実現へ向けたシナリオ(ストーリー)

- ・都市計画マスタープランで位置付けた「将来都市構造」や「都市づくりの基本方針」の実現へ向け、以下のとおり「ターゲット」および「ストーリー」を設定する。

図 立地適正化計画のターゲット、及びストーリー

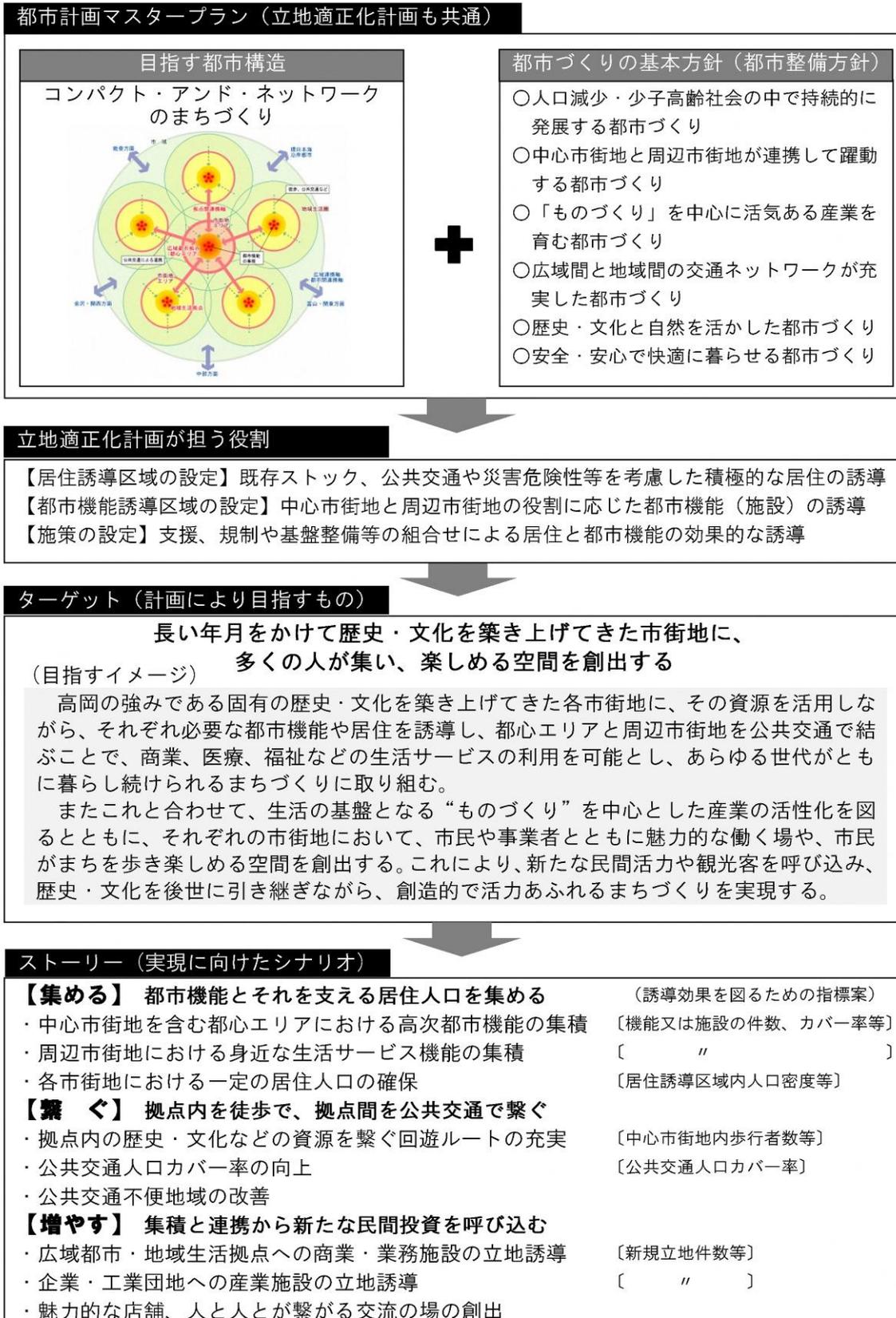


図 都市づくりの基本方針に基づく誘導区域検討のイメージ

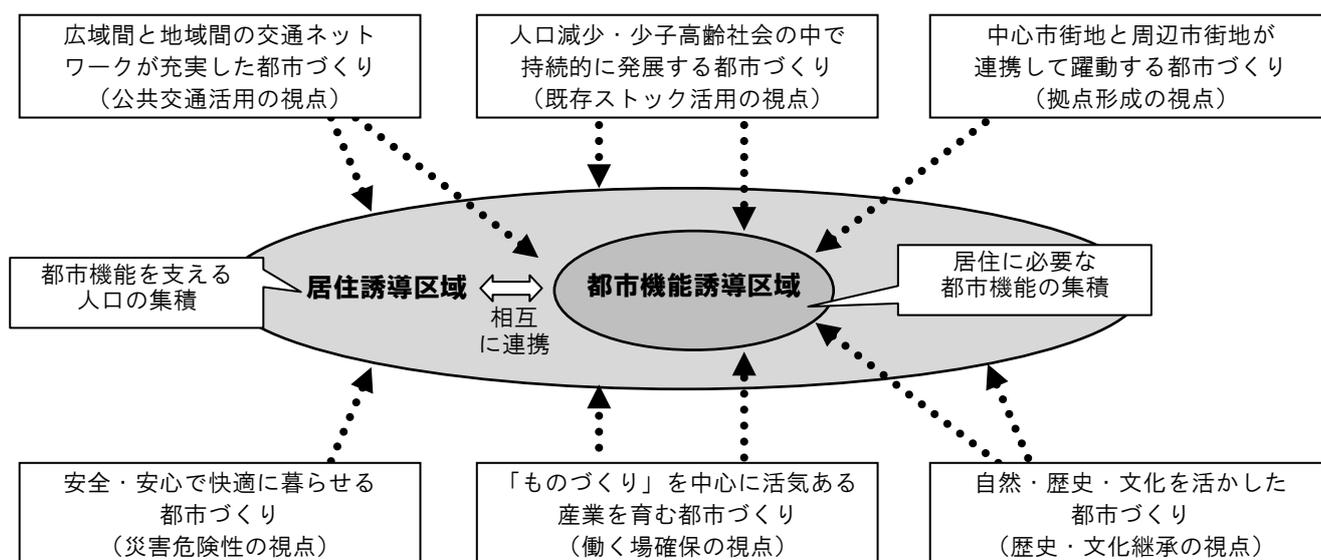


表 立地適正化計画の目次構成案

項目	定める内容	備考
第1章 はじめに	①計画策定の背景と目的	第1回会議報告内容
	②計画の位置づけ	
	③対象区域	第2回会議報告内容
	④目標年次	
第2章 都市構造分析を踏まえた本市の強みと課題	①強み ②課題 (構成は今後再検討の予定)	第2回会議報告内容
第3章 立地適正化に関する基本的な方針	①目指すべき都市構造(都市マスと共通)	第2回会議報告内容
	②誘導方針(計画により目指すもの)	第3回会議報告内容
第4章 居住誘導区域の設定	①基本的な考え方	第4回会議報告予定
	②区域設定の考え方(区域設定基準)	
	③区域の設定	第5回会議報告予定
	④誘導施策	
第5章 都市機能誘導区域の設定	①基本的な考え方	第4回会議報告予定
	②区域設定の考え方(区域設定基準)	
	③区域の設定	第5回会議報告予定
	④誘導施設の設定	
	⑤誘導施策	
第6章 目標値・施策達成状況の評価方法	①評価項目の設定	第6回会議報告予定
	②目標値の設定	
	③評価方法の設定	